

白老町次世代育成支援行動計画 (後期計画)



白 老 町

白老町次世代育成支援行動計画【後期計画】の策定にあたって

白老町の将来を担う子どもたちが自然の中で、のびのびと心豊かに成長することは、私たち町民すべての願いです。

子どもたちが良好な環境で健やかに育つために、家庭が責任を持って子育てを行うことはもちろんですが、社会全体で子育てを支援するまちづくりを進めていく必要があります。

近年、国全体における少子化の傾向も顕著になっており、少子化が進むと、社会経済全体に与える影響は極めて大きいことから、国においては、総合的な取り組みを推進するため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、すべての自治体に次代を担う子どもが健やかに生まれ育成される社会の形成に資することを目的とする行動計画の策定が義務付けられ、本町においても平成17年に前期行動計画を策定し、子育て支援に対する取り組みを実施してまいりました。

その後、さらに少子化が進んでいることから、国では平成19年に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」がまとめられ、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和の実現」と「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を進めていく必要があるとされております。

これを受けて、前期計画の最終年度となる今年度に、前期計画に必要な見直しを行い、実効性のある対策、取り組みが必要との考えを重視し、後期計画を策定いたしました。

本計画は、基本理念にも掲げていますように「すべての子どもたちが幸せを実感できるように 子どもが、親が、地域が支えあい みんなが育つ・元気まち」の実現を、前期計画に引き続き図ってまいります。

計画の策定にあたっては、白老町次世代育成支援対策地域協議会を中心に議論を重ねるとともに、乳幼児、児童の保護者に対するアンケート調査や子育て中の保護者、子育て関係者及び団体との意見交換、さらにパブリックコメントを実施し、広く住民の方々から意見をお伺いできたものと考えております。

本計画につきましても、住民、関係団体及び行政の連携を一層深め、それぞれの役割を明確にしつつ、計画の実現に向けて取り組んでまいりたいと存じますので、皆様方のより一層のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に本計画の策定にあたりましてご尽力いただきました白老町次世代育成地域対策協議会の皆様をはじめ、貴重なご意見や提言をいただきました関係者の方々や住民の皆様に対して、厚くお礼申し上げます。

平成22年3月

白老町長 飴 谷 長 藏

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

- 1 計画策定の背景 1
- 2 計画の位置づけ 1
- 3 計画の期間 2

第2章 子どもと家庭を取り巻く現状と課題

- 1 人口等の状況 3
 - (1) 総人口の推移
 - (2) 世帯数及び1世帯あたり人口
 - (3) 出生数の推移
 - (4) 母親の年齢階級別出生割合
 - (5) 婚姻率と離婚率
- 2 白老町の子育てに関する状況 6
 - (1) 保育サービスなどの実施状況
 - (2) 子育て支援施設などの状況
 - (3) 母子保健事業の状況
 - (4) 保育・教育施設の状況
 - (5) その他
- 3 ニーズ調査等の概要・結果 9
 - (1) ニーズ調査
- 4 前期計画取組評価と現状における課題 17
 - (1) 前期計画全体の評価
 - (2) 基本目標ごとの取組状況
 - (3) 重点課題

第3章 計画の基本理念と目標

- 1 基本理念 21
- 2 基本的な考え方 21
- 3 計画の基本目標 22
- 4 計画の体系 24

第4章 施策の展開

基本目標1	地域における子育ての支援	25
基本目標2	母親並びに子どもの健康の保持・増進	31
基本目標3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	35
基本目標4	子育てを支援する生活環境の整備	38
基本目標5	職業生活と家庭生活との両立の推進	39
基本目標6	子どもの安全の確保	40
基本目標7	要保護児童への対応等きめ細やかな取り組みの推進	41

第5章 計画の推進・管理体制

1	計画推進に向けての連携・協力の確保	43
2	計画推進に当たっての財源確保	43
3	計画の進行管理	43

資 料

白老町次世代育成支援行動計画実行計画	44
白老町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿	48

第1章 計画の基本的な考え方

1 計画策定の背景

急速な少子化の進行は、社会経済全体に極めて深刻な影響を与えることから、国においては、総合的な取組を推進するため、平成15年7月に「次世代育成支援対策法」を制定され、白老町では、「すべての子どもたちが幸せを実感できるように、子どもが、親が、地域が「支えあい」みんなが『育つ』・元気まち」を基本理念に、平成17年3月に「白老町次世代育成支援行動計画」(前期計画 平成17年度～平成21年度)を策定し、これまで、本町における子育て支援を応援してまいりました。

その後、さらに少子化が進行していることから、国においては、平成19年12月に「子どもと家族を応援する日本重点戦略」がとりまとめられ就労と出産・子育ての二者選択構造の解消には、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現、とその社会的基礎となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」を「車の両輪」として進めて行く必要があるとされております。

本町においては、このような情勢を踏まえたうえで、白老町次世代育成支援行動計画の最終年度が平成21年度となるため、前期計画に必要な見直しを行い、さらに実効性のある対策・取組が必要であるという考えのもとで、後期計画を策定いたしました。

2 計画の位置づけ

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条に定める市町村が行うべき次世代育成支援対策の実施に関する基本的な行動計画であり、本町の総合的なまちづくり指針である「第4次白老町総合計画」に即した子育て分野における具体的な町の取組計画であると同時に、住民や団体・事業所の自主的な活動の指針としての役割を持つものである。

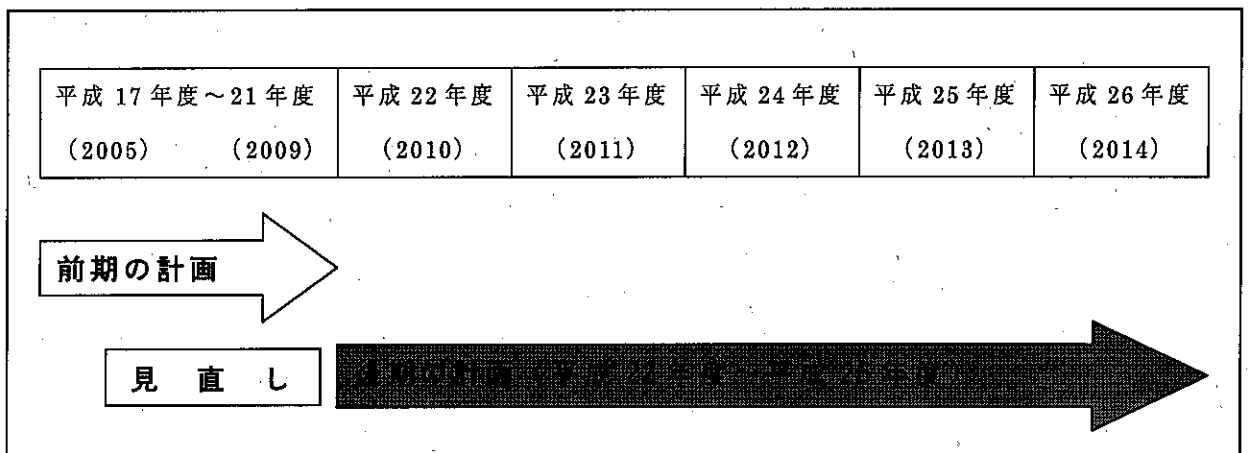
これらの計画策定及び施策の展開にあたっては、国及び北海道の関連計画との整合性に留意するとともに、地域の福祉計画など町の関連する個別計画とも整合性を図りながら推進していくものであります。

3 計画の期間

次世代育成支援対策推進法では、平成17年度から平成26年度までの10年間に次世代育成支援対策を総合的かつ効果的に推進するため、全国の市町村などにその実施に関する行動計画の策定を義務付けております。

本計画は、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年を前期計画としておりましたので、後期計画は、平成22年度から平成26年度までの5ヵ年計画といたします。

なお、計画期間内であっても、今後の社会経済情勢や国の施策の変化等に柔軟に対応するため、必要に応じ、計画の一部修正をすることとします。



第2章

子どもと家族を取り巻く現状と課題

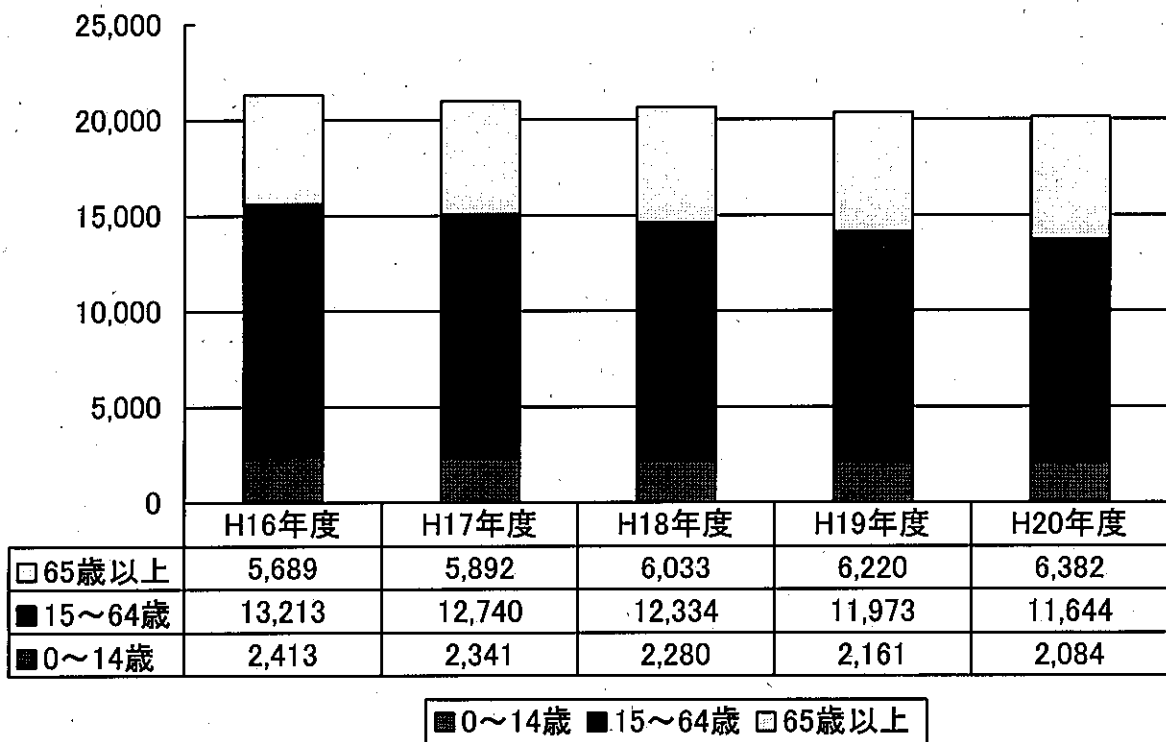
1 人口等の状況

1 総人口の推移

白老町の総人口は、年々減少傾向にあり、平成20年度末現在で20,110人となっている。

また、年齢構成に着目すると、65歳以上の割合（高齢化率）は、年々増加傾向にある一方で、15歳未満の割合は、年々減少傾向にあることから、少子高齢化が着実に進んでいる状況にあります。

表1 総人口の推移



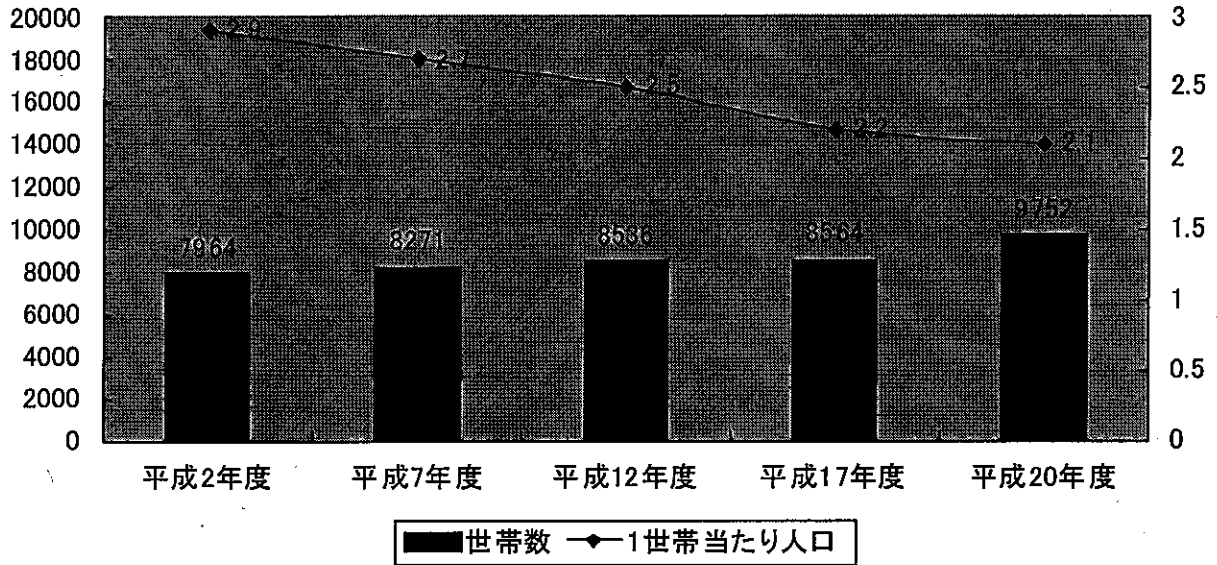
資料：住民基本台帳（毎年度3月31日現在の数値）

2 世帯数及び1世帯あたりの人口

白老町の世帯数は増加傾向にあり、平成2年度と平成20年度を比較すると、1,788世帯増えています。それに対して、1世帯当たりの人口は減少しており、平成2年度では2.9人あった人口が、平成20年度では2.1人となっています。

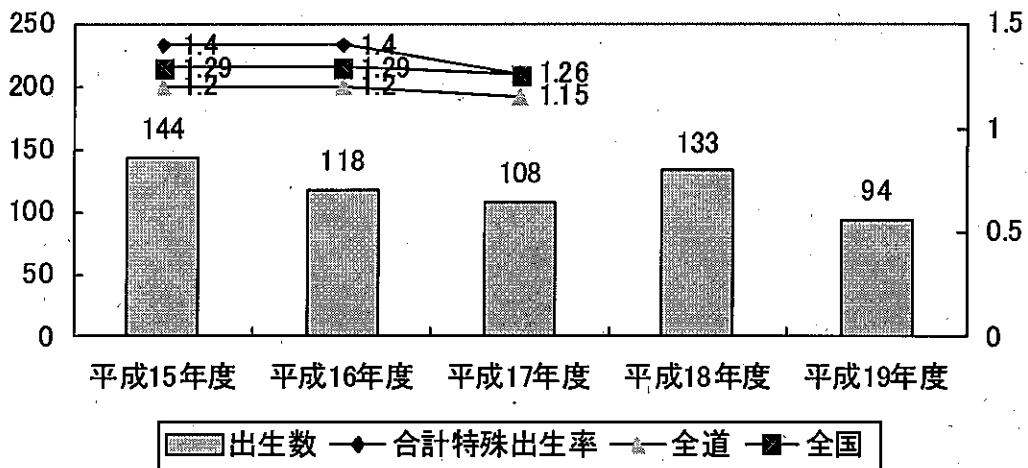
表2 世帯数及び1世帯当たり人口

資料：平成2年度から平成17年度は国勢調査、平成20年度は住民基本台帳(3月末)



3 出生数の推移

出生数は、年間100人を超えておりましたが、平成19年度においては100人を下回る人数となっています。今後においても90人前後の数で推移されることが予想されます。

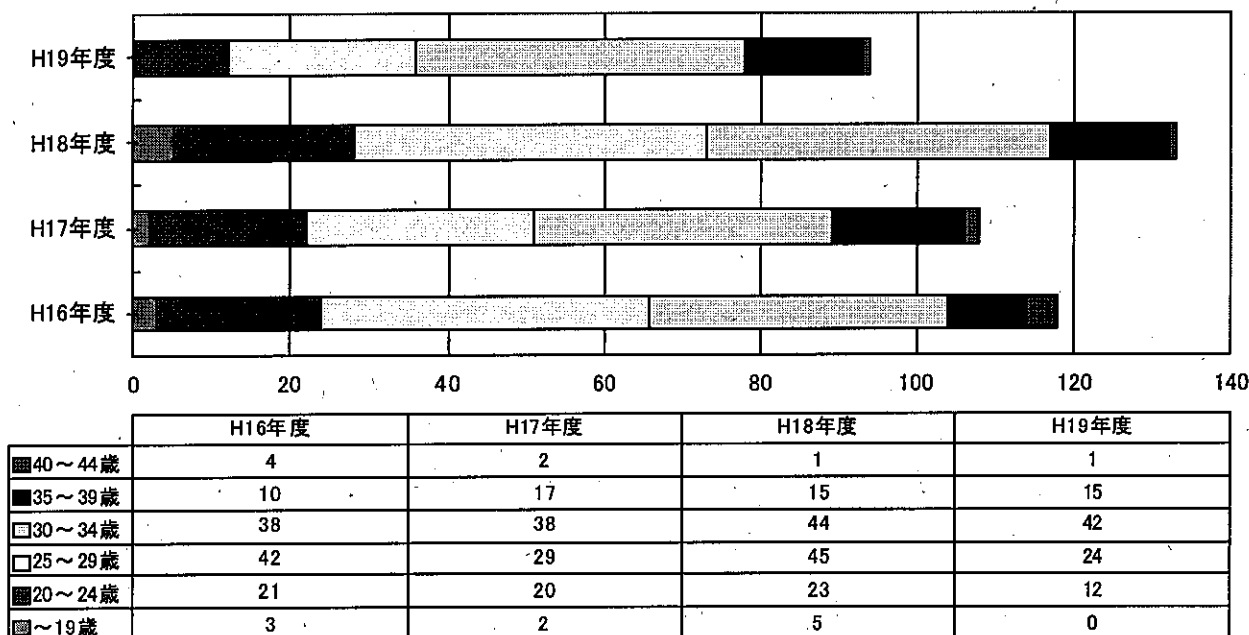


※資料：北海道地域保健情報年報

4 母親の年齢階級別出生割合

平成16年度と平成18年度を比較すると、全体的に増加しているが、特に35～39歳での出産の割合が増えている。

また、平成16年度において40～44歳での出産が4人おりましたが、平成18年度においては、1人となっている。さらに19歳までに出産した方が5人と増えています。



5 婚姻率と離婚率

婚姻率は、平成16年度には3.5 平成18年度には3.2と年々減少しております。離婚率も平成16年度と平成18年度を比較すると減少しております。

(単位：人口千対)

区 分		H16年度	H17年度	H18年度	H19年度
婚姻率	白老町	3.5	2.9	3.2	4.0
	全 国	5.7	5.7	5.8	5.7
	全 道	5.5	5.3	5.4	5.2
離婚率	白老町	2.64	2.29	1.37	1.79
	全 国	2.15	2.08	2.04	2.02
	全 道	2.59	2.42	2.36	2.33

※ 婚姻率及び離婚率 = (件数/人口) × 1,000

※ 資料：日胆地域保健情報年報より

2 白老町の子育てに関する状況

1 保育サービスなどの実施状況

項 目	平成 21 年度実績
保育園（通常保育）	4 園（町立 3 園、私立 1 園）

2 子育て支援施設などの状況

項 目	平成 21 年度実績
子育て支援拠点施設	2 箇所
放課後児童クラブ	5 箇所
児童館	2 箇所

3 母子保健事業の状況

項 目	平成 20 年度末実績		項 目	平成 20 年度末実績	
妊娠届	～11 週	79 名	乳幼児健診	10 ヶ月健診	87 名
	12 週～	26 名		対象受診	80 名
計 105 名		受診率		92%	
妊婦健診	超音波	100 名		13 ヶ月健診	84 名
				対象受診	68 名
				受診率	81%
妊娠前期保健栄養指導	保健師対象 来所相談	106 名		1 歳 6 ヶ月健診	98 名
				対象受診	88 名
				受診率	90%
新生児・産婦訪問 1 (初産、経産別)	対象者	92 名		3 歳健診	107 名
	経産婦	38 名	対象受診	97 名	
	初産婦	47 名	受診率	91%	
新生児・産婦訪問 1 (生後日数別)	対象者		電話・来所相談	母子健康相談	321 名
	① 28 日以内	① 54 名		来所電話相談	妊 106 名 乳 215 名
		② 29 日以降	② 31 名		
乳幼児健診	4 ヶ月健診	89 名	歯科検診	対 象	205 名
	対象受診	86 名		受 診	185 名
	受診率	97%		受診率	90%
	7 ヶ月健診	94 名	フッ素塗布	対 象	185 名
対象受診	83 名	実施者		156 名	
		受診率	88%		

4 保育・教育施設の状況

(1) 保育園・幼稚園 (平成21年5月1日現在)

名 称	運営主体	定員	児童数
小鳩保育園	町	80人	55人
はまなす保育園	町	60人	57人
海の子保育園	町	45人	39人
緑丘保育園	社会福祉法人	90人	89人
白老さくら幼稚園	学校法人	175人	118人

(2) 小・中学校 (平成21年5月1日現在)

小学校名	学級数	児童数	小学校名	学級数	児童数
社台小学校	6	34	白老中学校	13	285
白老小学校	10	205	萩野中学校	7	120
緑丘小学校	17	306	竹浦中学校	5	43
萩野小学校	11	193	虎杖中学校	3	61
竹浦小学校	8	87			
虎杖小学校	7	79			

(3) 子育て支援拠点施設 (平成20年度実績)

名 称	児童数
子ども発達支援センター(ピヌピヌ)	3,625人
子育てふれあいセンター(つどいの広場)	4,060人

(4) 放課後児童クラブ (平成21年5月1日)

名 称	児童数
白老鉄南児童クラブ	17人
白老鉄北児童クラブ	32人
萩野児童クラブ	19人
竹浦児童クラブ	11人
虎杖浜児童クラブ	10人

(5) 児童館 (平成20年度実績)

名 称	利用者数
美園児童館	7,556 人
菽野児童館	1,845 人

5 そ の 他

(1) 児童相談

項 目	数
児童相談件数	67 件 (実人数 41 名)
ケース会議回数	7 回

3 ニーズ調査等の概要・結果

1 ニーズ調査

(1) ニーズ調査の概要

地域住民、特に現在子育て中の方のニーズを把握して、より充実した子育て支援及び保育サービスの提供を目指す基礎データとします。

また、調査結果から、今後のニーズの動態予想を行い、それに必要な子育て支援及び保育サービスの提供を検討していきます。本調査では、以下の3区分に分けて調査を実施しました。

	就学前児童調査	小学校児童調査	中学生調査
調査対象	就学前の児童を持つ保護者	小学校児童を持つ保護者	中学生本人
調査対象数	480件	921件	521件
調査方法	保育園、幼稚園及び子育て支援施設での配付・回収及び郵送返信で実施	小学校での配付と回収	中学校での配付と回収
回答件数	426件	511件	474件
回答率	88.8%	55.5%	91.0%
全体回答率	73.4% (14,11/1,922件)		

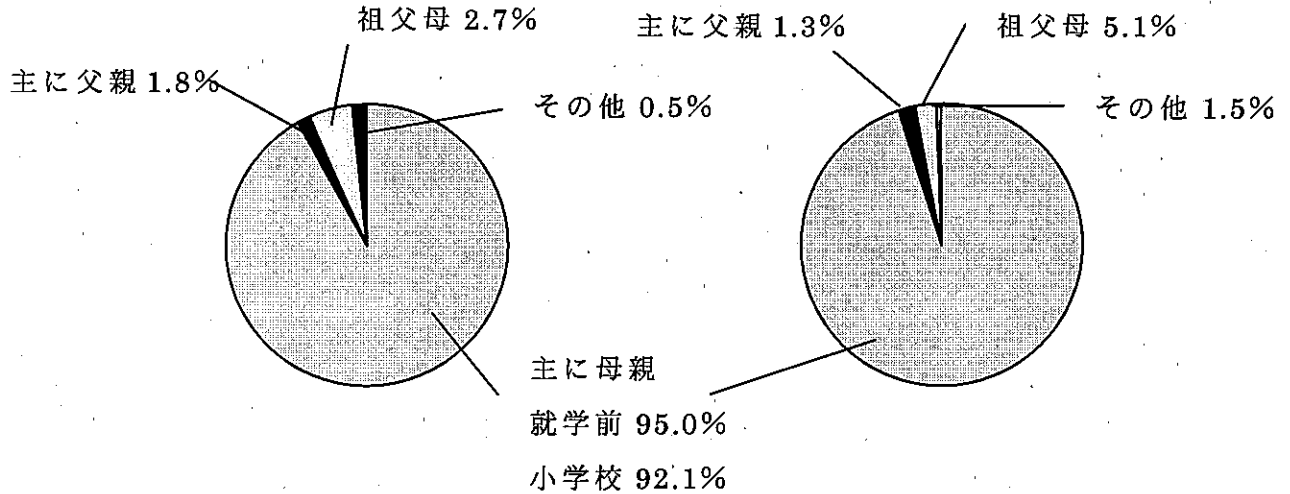
(2) ニーズ調査結果

① 子育ての参加について

子どもの身の回りの世話などを主にしている方の質問に対して、「主に母親」が就学前児童調査では、95%、小学校調査では、92%を占めております。

【就学前児童調査】

【小学校調査】

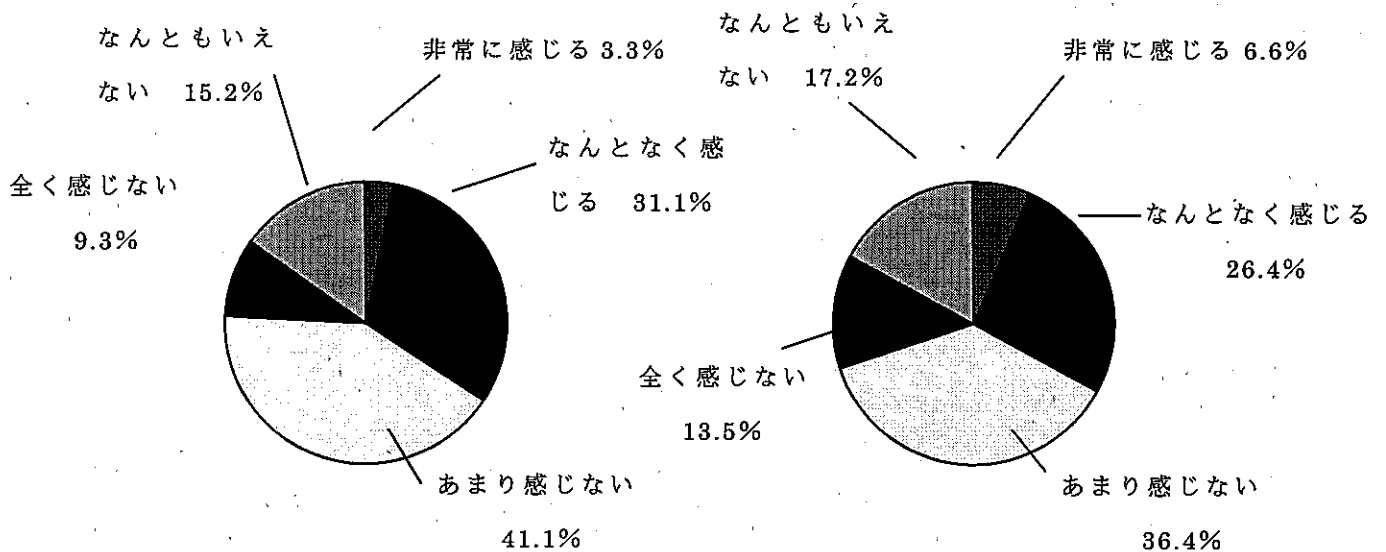


② 子育てについての不安感や負担感について

子育てに関する不安感や負担感については、就学前児童調査では、「あまり負担を感じない」が41%を占めているが、「非常に」「なんとなく」不安や負担を感じている保護者が34.4%もありました。また、小学校調査では、「あまり負担を感じない」が36.4%を占めているが、「非常に」「なんとなく」不安や負担を感じている保護者が33.0%ありました。

【就学前児童調査】

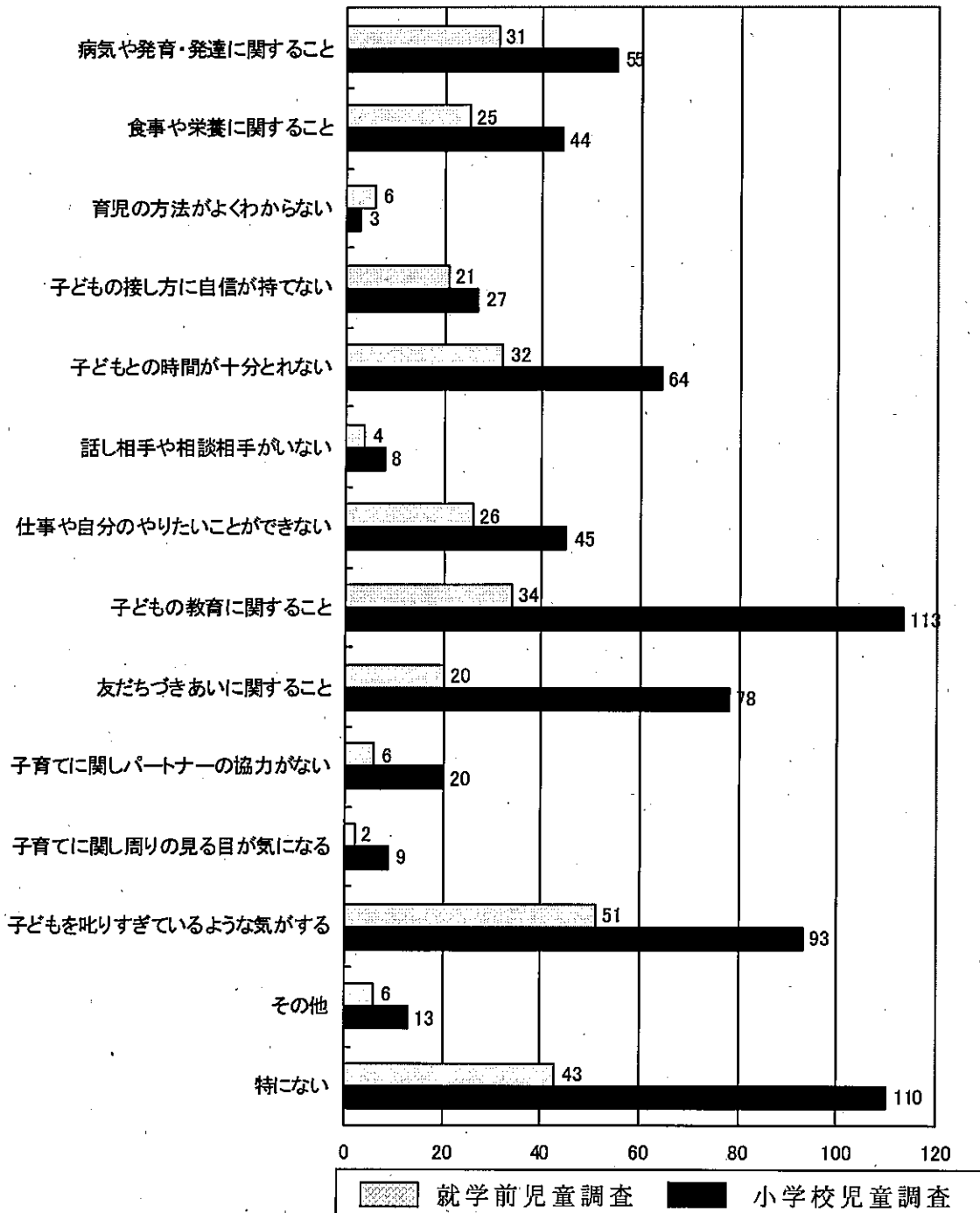
【小学校調査】



③ 子育てで悩んでいること。

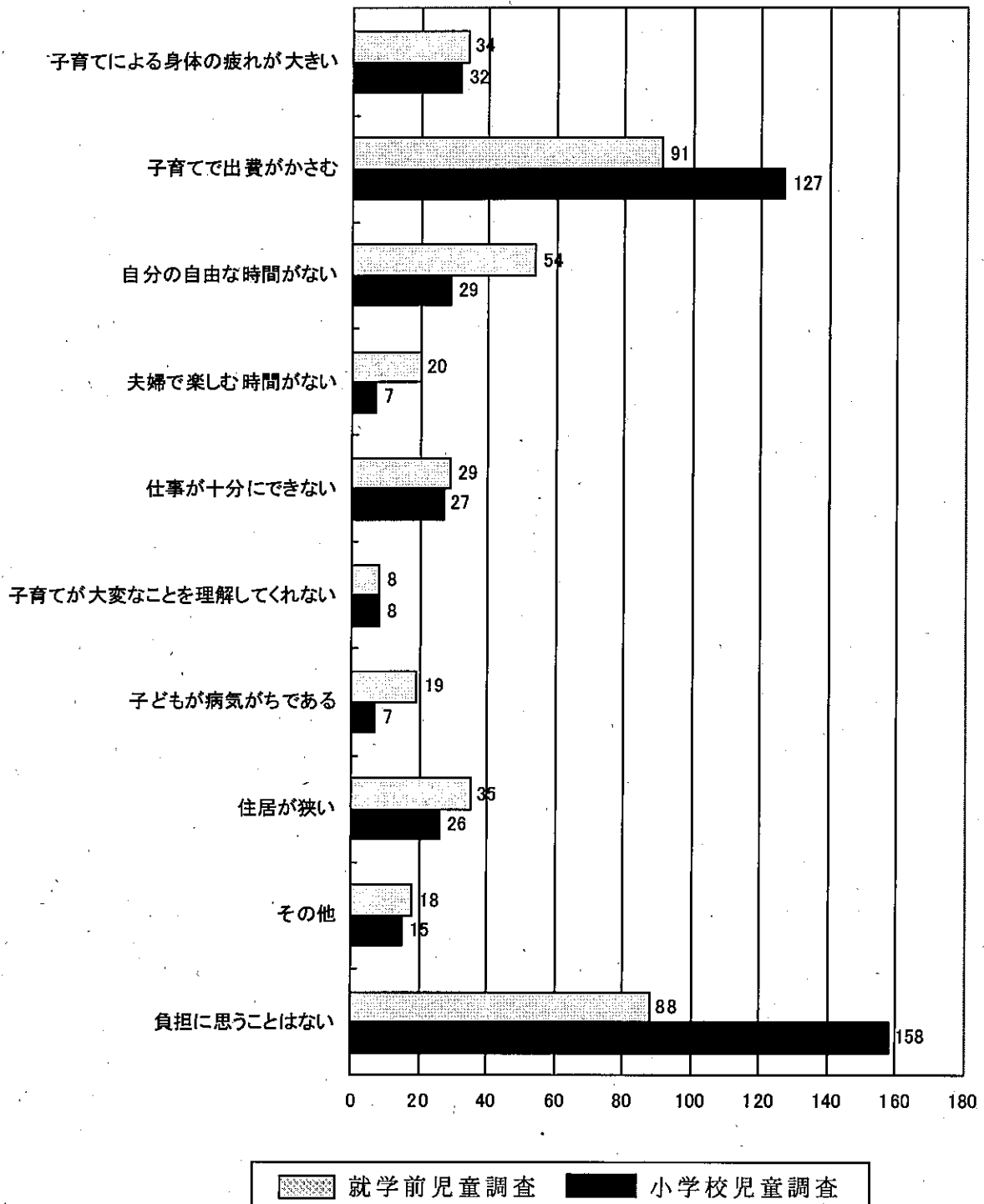
就学前児童調査では、5年前の調査と同様に「子どもを叱りすぎているような気がする」と(51件)が最も多くなり、「子どもの教育に関すること」(34件)「子どもとの時間が十分にとれない」(32件)などが次いで多い結果となりました。

小学校児童調査では、「子どもの教育に関すること」(113件)が最も多く、次いで「子どもを叱りすぎているような気がする」と(93件)となっています。



④ 子育てをするうえで不安や負担に思うこと

就学前児童調査及び小学校児童調査の双方において、「特に負担に思うことはない」を除き、「子育てで出費がかさむ」が最も多い結果となりました。

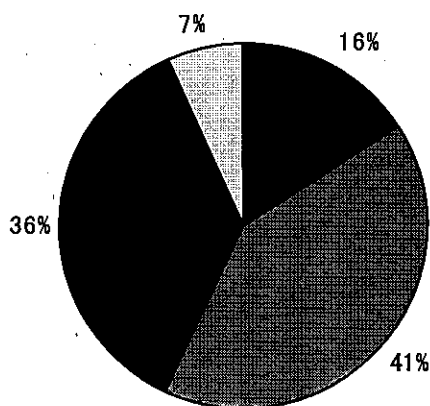


⑤ 母親の就労状況及び今後の就労希望について

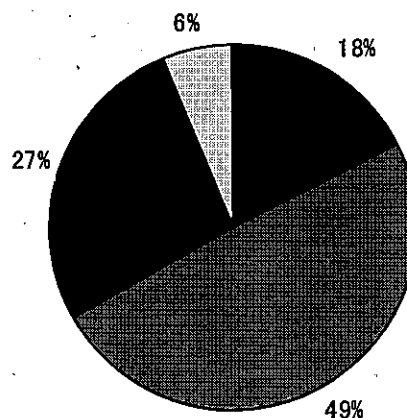
現在の就労状況では、就学前児童調査及び小学校児童調査の双方の調査で、パート、アルバイトの就労が最も多くなっています。また、今後の就労希望においても、1年以上先に就労を希望している母親が多い状況になっています。

● 母親の就労状況

【就学前児童調査】



【小学校児童調査】

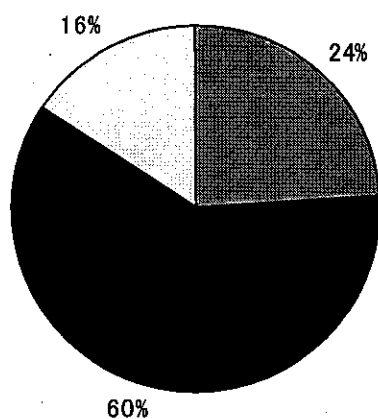


■ 就労している（正職員）
■ 以前就労、現在無職

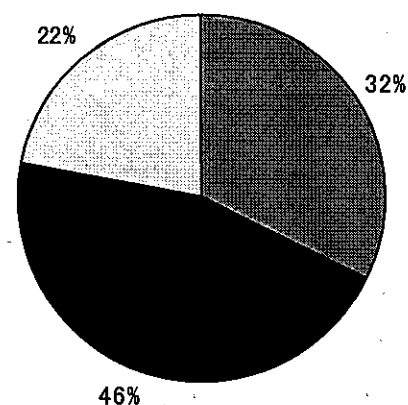
■ 就労している（パート等）
■ これまで就労経験なし

● 今後の就労希望

【就学前児童調査】



【小学校児童調査】



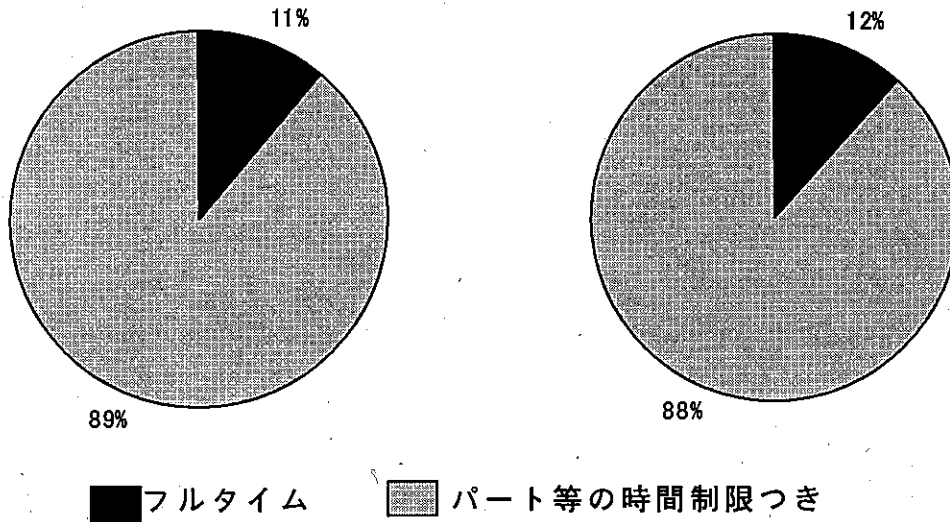
■ 就労希望（1年以内）
■ 就労希望なし

■ 就労希望（1年以上先）

●就労希望の場合、就労条件は、

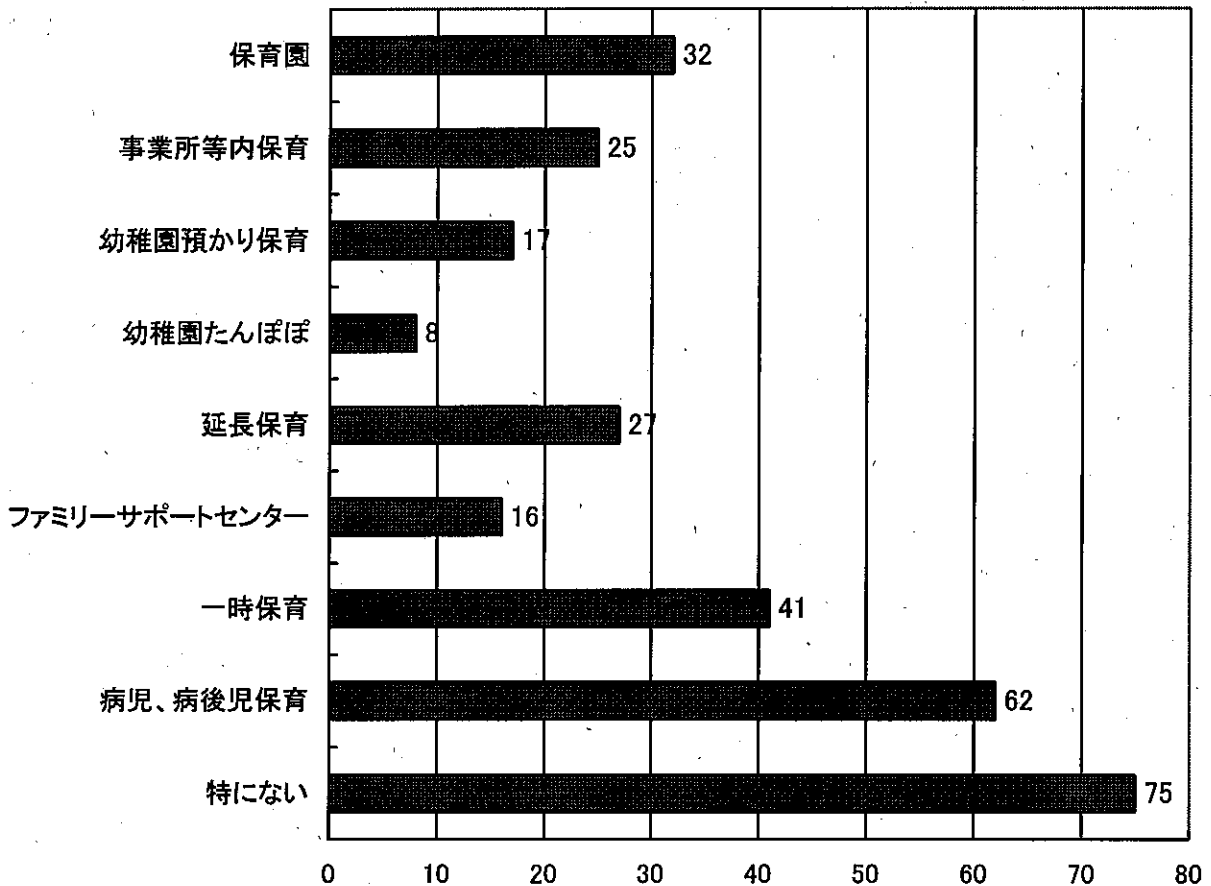
【就学前児童調査】

【小学校児童調査】



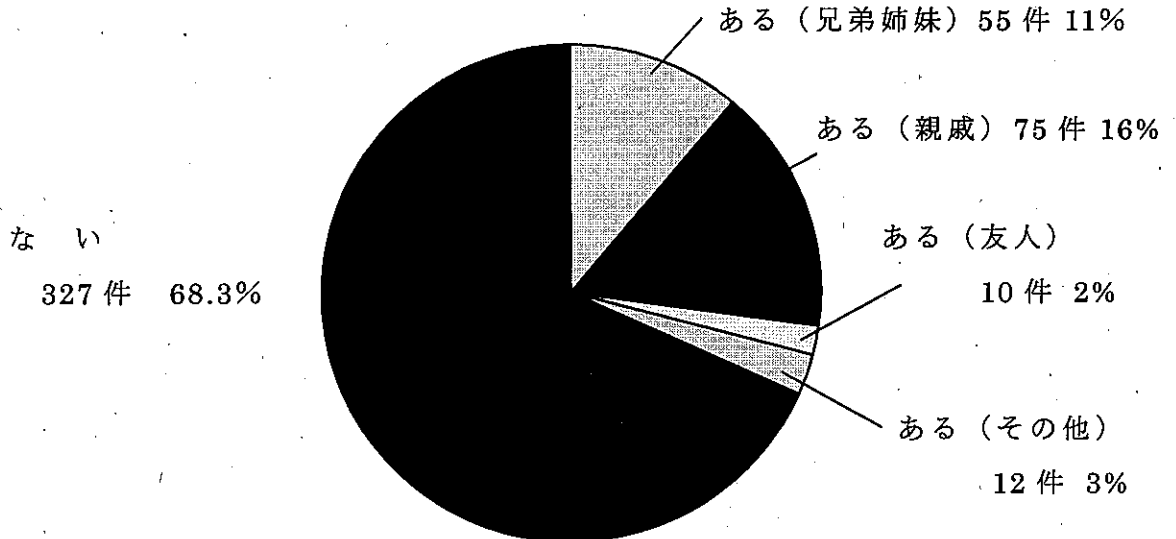
⑥ 今後、利用したい保育サービスは

「病児・病後児保育」並びに「一時保育」を今後利用したいと思っている保護者が多いことがわかります。



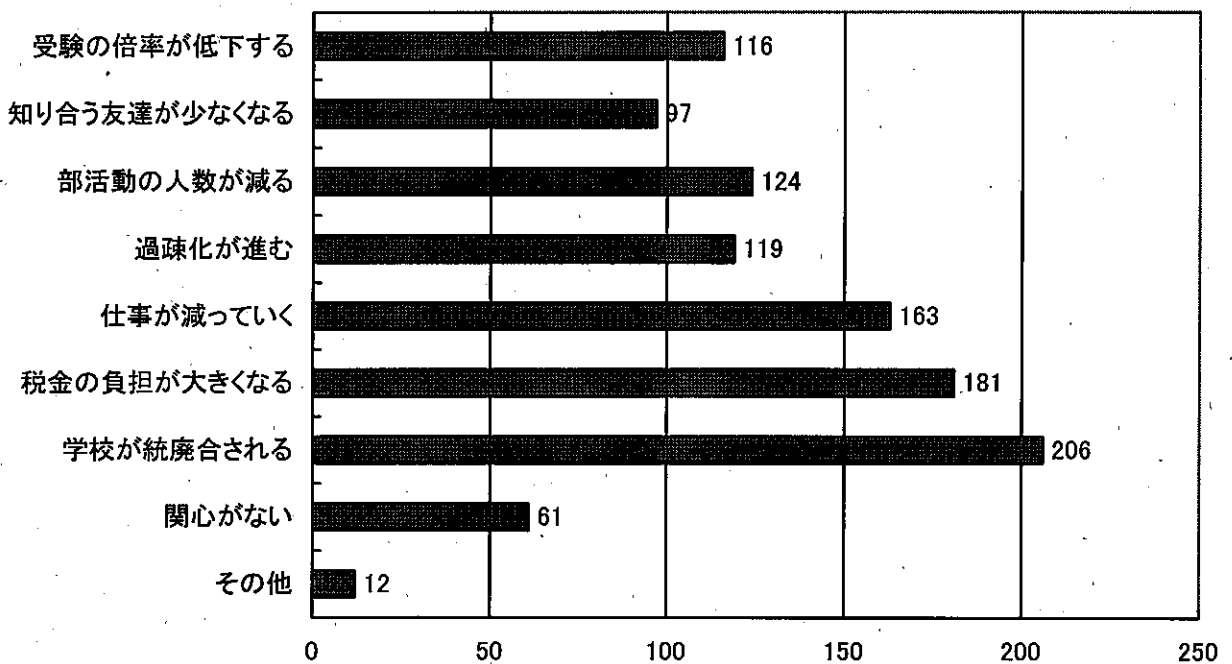
⑦ 乳幼児とのふれあいについて 【中学生調査】

中学生調査では、日ごろから乳幼児と一緒に過ごすことが「ない」と回答した方が 68.3%おりました。



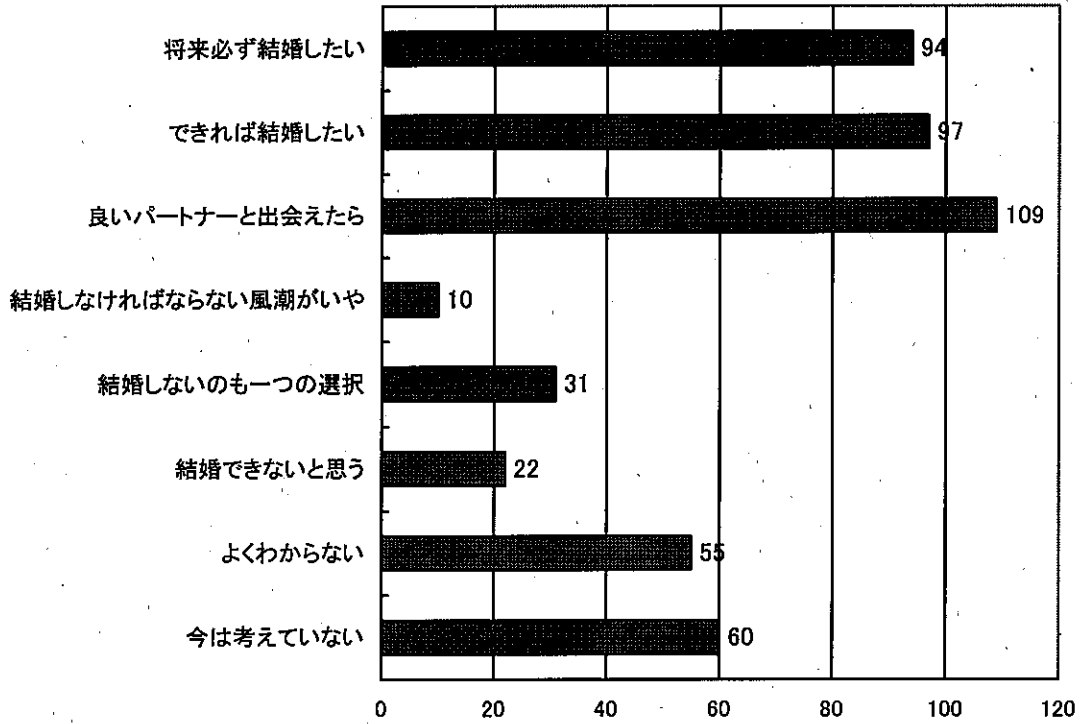
⑧ 少子化が進むことによる影響のうち、どのようなことに関心がありますか。

少子化が進む影響により懸念される事項で、「学校が統廃合される」(206件)が最も多くなっており、次いで「税金の負担が大きくなる」「仕事が減る」に関心を持っていることがわかります。



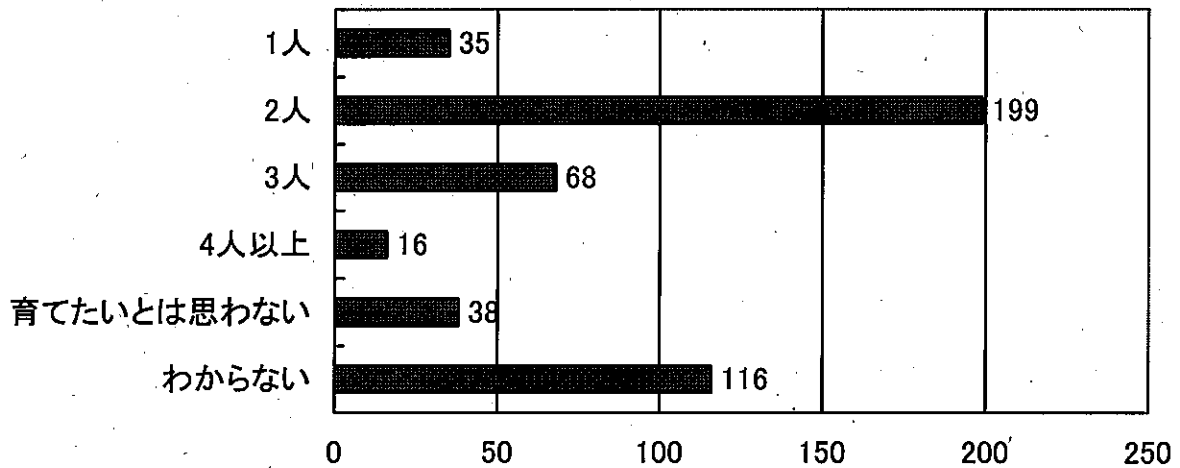
⑨ 結婚について

中学生調査では、「良いパートナーと出会えたら」と答えた方が109件(22.8%)を占めており、「将来必ず結婚したい」(19.7%)、「できれば結婚したい」(20.3%)を含め、結婚したいと考えている中学生は60%を超えていました。



⑩ 子育ての意識について

中学校調査で、「子どもは何人ほしい」との質問に対して、「2人」(109件、42.2%)という回答が最も多い結果となりました。



4 前期計画取組の評価と現状における課題

前期計画は、平成17年度から平成21年度までの5ヵ年計画で策定され、7つの基本目標に20項目の施策目標を定めて、目標達成に向けて施策を推進してまいりました。

ここでは、基本目標に定める個々の施策目標ごとの評価と現状について、整理します。

1 前期計画全体の評価

- ① 前期計画における7つの基本目標に基づく、20項目の施策目標に伴い、各種事業を推進するとともに、毎年度の進捗状況等を把握しながら、総合的な対策となるように努めてまいりました。その結果、平成20年度までの結果ではありますが、概ね前期計画どおりに推進されてきたところ です。
- ② しかし、本町における少子化の傾向にも大きな改善がなく、ますます少子化が進行する傾向にあります。
また、職場生活と家庭生活を両立するための職場環境の整備はまだまだ充分ではなく、さらには、社会情勢の変化もありますが、失業率の増加による経済的不安定さが進むことが予想されます。
- ③ このような状況を踏まえ、今後もそれぞれの取組の充実強化や実施方法の改善等が必要であることはもちろん、様々な要因や新たな観点も踏まえた総合的な対策と関係機関等との連携強化など、社会全体での取組により、一層推進することが重要であります。

2 基本目標ごとの取組状況

基本目標1 地域における子育て支援

- 少子化による児童数の減少により、保育所入所児童数は定員を下回る児童数で推移していることから、児童数にあった保育所定員数の見直しを図る必要があります。
- 平成19年度、白老地区に「子育てふれあいセンター」（通称：すくすく3・9）が開設され、「つどいの広場」事業に多くの親子が参加している状況にあります。
- 保育サービスについては、概ね目標に達していますが、休日及び一時保育などの特別保育事業について、今後も検討していく必要があります。

ます。

- NPO法人が実施するファミリーサポートセンター事業については、利用者は年々増加傾向にあります。
- 児童の健全育成については、放課後児童クラブでは、母親等の就業率低下などの要因から、登録者の減少が見受けられます。また、児童館においては、児童数の減少により利用者は減少傾向にあります。

基本目標2 母親並びに子どもの健康の保持・増進

- 子どもと母親の健康の確保で、各種健診・相談について、実施回数は概ね目標どおりに進んでおりますが、受診率が100%に達していない状況にあります。今後、健診時における相談事業が重要になると考えられることから、受診率アップを目指し、方策を検討する必要があります。
- 食育の推進について、平成20年度に教育委員会において「しらおっ子食育推進計画」を策定し、保育園、小中学校における食育を推進しているところであります。
- 医療体制の充実について、小児科医師の確保が困難な状況になっており、今後とも医療体制の確保を図る必要があります。

基本目標3 子どもの健やかな成長に資する教育環境の整備

- 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備において、学校では総合的な学習の時間を中心に校区の特色を活かした環境学習、福祉学習、アイヌ文化学習等を実施しながら、学習活動の充実化を図っています。
- 家庭や地域の教育力の向上について、家庭教育への支援の充実や地域の教育力の向上に関する施策が十分いきわたっていないことから、今後最も重要視する項目となります。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

- 良好な住宅環境を提供するため、公営住宅の計画的な補修事業や健康に悪影響を及ぼすおそれのあるシックハウス対策の推進、民間施設に対するバリアフリー化を推進し、子育てには限定していないが、生活環境の整備は図られています。

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進

- 企業へ理解を示す啓発活動が推進されてはおりますが、中小企業等に浸透するまでは、相当な期間を必要とすることから、今後とも継続して啓発活動を推進する必要があります。

基本目標6 子どもの安全の確保

- 子どもの安全を確保するため、交通安全教育の推進、青少年指導員による巡回指導、相談電話などの開設により、子どもの安全対策に取り組んでいます。

基本目標7 要保護児童への対応等きめ細やかな取組の推進

- 児童虐待の早期発見と予防を図るため、要保護児童対策地域協議会を中心にケース会議等を開催し、児童虐待の防止に努めています。
また、障害児保育においては、児童の状況を子供発達支援センターと連携し確認しながら、積極的に保育園で受け入れております。

3 重点課題

前期計画の取組状況及びニーズ調査結果をもとに、次世代育成支援に関する重要な課題を整理しました。

重点課題1 仕事と家庭の両立に関する支援

仕事と子育ての両立は、少子化を解決するための大きな課題の一つです。今回のニーズ調査においても、就労に対する意欲は伺えるものの、就労しながら子育てできる職場がない、保育サービスと育児休暇制度等の両方が整備されていれば継続して就労していたなどの意見が多くありました。今後も保育サービスの充実及び育児休暇や産後職場復帰しやすい環境づくりなど企業への啓蒙活動をして、仕事と子育ての両方への支援が求められています。

重点課題2 子育て支援の充実

ニーズ調査から見ますと、今後就労を希望する母親が多いことから、共働き世帯の増加が見込まれます。共働きが増加により、保育所や放課後児童クラブへのニーズが高まることから、保育サービスの多様化、

専門家による相談体制、子育てにかかわる経済的支援及び情報提供など、安心して子育てしていけるような支援が求められています。

重点課題3 母子保健の充実

食事や睡眠などの生活習慣の乱れの防止、病気や健全な成長に関する相談・指導、健康保持のための健診、予防接種など、子育てする親と子どもの心と身体のサポートは、必要不可欠であります。

また、小児科医療体制を充実するよう、医師の確保が必要となります。

重点課題4 子育て環境の整備

社会環境の変化などにより、子どもたちが家の中で過ごす機会が多くなってきております。自然の中で遊び学ぶことにより、豊かな感性と創造性を育むことができると考えます。

公園や遊具の管理や公共施設やトイレの施設整備など、子育て中の親が子育てしやすく、子ども自身が心豊かに健やかに育つことができるように子育て環境の整備を推進する必要があります。

重点課題5 子育て支援ネットワークの推進

行政や保育園、幼稚園、学校などの関係機関やNPO法人などの子育て支援者、企業、そして町内会、隣近所といった地域間の交流をさらに促進し、子どもを取り巻く様々な課題に取り組み、本計画を効果的に運用していくためにもネットワークを活用していくことが必要であります。

第3章 計画の基本理念と目標

1 基本理念

すべての子どもたちが幸せを実感できるように

子どもが、親が、地域が「支えあい」 みんなが育つ・元気まち

白老町の総合計画では「誰もがしあわせを実感でき、心の豊かさと優しさに満ちた元気で魅力あふれるまち」をまちづくり理念とし、将来的な社会経済情勢の変革や都市の特性、事情を踏まえた取組を進めてまいります。

本町では、緑豊かな自然の中で、すべての子どもたちが幸せを感じながら、たくましく生きる力を身につけ、社会人として巣立っていくことを目指し、子育て支援の取組を推進します。

また、子どもと一緒に親も成長していくことを感じられるよう、地域全体で子どもたちを見守っていく認識をもとに協力しあえる地域づくりを進めます。

2 基本的な考え方

- (1) すべての子どもたちが幸せに育っていくために
～ 子どもが、幸せを実感できる環境をつくる ～
- (2) すべての親がゆとりを持って子育てしていくために
～ 親が自立し、ゆとりを持って
楽しさを実感しながら子育てができるよう応援する ～
- (3) 地域がすべての子どもと親を支えていくために
～ 子どもと親を地域が支え、暖かく見守り、
みんなが「育つ」地域をつくる ～

3 計画の基本目標

国が示す基本的な事項を踏まえながら、基本理念、基本的な考え方に基づき、本町の実情やニーズに応じて対処すべき事項について総合的・体系的に検討を行い、次の7つを基本目標と設定します。

基本目標1 地域における子育ての支援

すべての親や子育てにかかわる人が安心して子育てができるように地域・各関係機関の支援の充実を図るとともに連携した支援の提供が必要です。そのために、保育計画の推進、子育てに関する情報の提供などによる「地域における子育ての支援サービスの充実」、多様で質の高いサービスの提供などの「保育サービスの充実」、関係者間や地域の交流を促進などの「子育て支援のネットワークづくり」、子どもたちの居場所づくり、総合的な学力の向上など、「児童健全育成」に取り組みます。

基本目標2 産期並びに子どもの健康の保持・増進

子どもと母親がともに安心して健やかに成長・生活していくには、母子の健康の保持・増進を図る環境の整備に努めなければなりません。

また、子育てに関する不安の負担軽減や子どもを持つことのできない夫婦の不安の軽減を図ることも重要な検討事項です。そのために、各種健診や相談、指導による「子どもと母親の健康の確保」、正しい生活習慣や食習慣の学習機会の提供などによる「食育の推進」、学童期及び思春期の性や喫煙、薬物など心身の問題に対応する「思春期保健対策の充実」、医師の確保や緊急時医療に対応する「医療体制の整備」に積極的に取り組みます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する環境の整備

次代を担う子どもたちの心身が健やかに成長していくためには、子どもたちが様々なことを学び、体験していくことができる環境を整備していくことが必要です。そのために、乳幼児との交流による心の育成を図る「次代の親の育成」、幼児教育の充実、総合的な学力や健全な心身の育成、信頼される学校づくりなどの「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備」、男性の子育て参加の促進や子育て経験者や子育て支援者の連携強化などの「家庭や地域の教育力の向上」、「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」に取り組みます。

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

ゆとりがあり安心して子育てができる生活環境の整備が求められています。そのためにも公営住宅の改修による良好な住宅を推進するとともに、住宅のユニバーサルデザイン化や室内空気環境の安全性を確保する観点からシックハウス対策を推進する「居住環境の整備」、授乳スペースの整備促進などの「子育てバリアフリーの促進」、親しまれる公園にするための「公園の整備、利用の促進」、防犯活動による防犯性の向上を図り「安全・安心のまちづくりの推進」に取り組めます。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立や男性を含めた働き方の見直しなど、職業生活と家庭生活との両立を推進していくことは、男女や企業の育児に対する意識の向上が図られたうえで、保育サービスと併せた支援が必要です。

そのためにも、育児休暇の取得などの多様な働き方の実現、男性を含めた働き方の見直しを図るための広報・啓発を推進し、保育サービス及び放課後児童クラブの充実や企業に対し仕事と生活の調和を促進のための理解啓発などに取り組めます。

基本目標6 子どもの安全の確保

子どもたちを交通事故や犯罪から守るには、子どもの安全の確保に努めなければなりません。そのためにも、交通安全指導など子どもの交通安全を確保するための活動や防犯活動など子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進に取り組めます。

また、被害に遭った子どもの保護についても、関係機関と連携して取り組めます。

基本目標7 要保護児童への対応等きめ細やかな取組の推進

要保護児童への対応等きめ細やかな取組として、早期発見と予防のためのネットワーク強化など「児童虐待防止対策の充実」や「ひとり親家庭の自立支援」、障がい児保育などの「障がい福祉」の充実に取り組めます。

4 計画の体系

基本理念

すべての子どもたちが幸せを実感できるように
子どもが、親が、地域が「支えあい」 みんなが育つ・元気まち

基本的な
考え方

- (1) すべての子どもたちが幸せに育っていくために
- (2) すべての親がゆとりを持って子育てしていくために
- (3) 地域がすべての子どもと親を支えていくために

基本目標1

地域における子育ての支援

施策の方向

- ① 地域における子育ての支援サービスの充実
- ② 保育サービスの充実
- ③ 子育て支援のネットワーク
- ④ 児童の健全育成

基本目標2

母親並びに子どもの健康の保持・増進

- ① 子どもと母親の健康の確保
- ② 「食育」の推進
- ③ 思春期保健対策の充実
- ④ 医療体制の充実

基本目標3

子どもの心身の豊かな成長に資する
教育環境の整備

- ① 次世代の親の育成
- ② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境整備
- ③ 家庭や地域の教育力の向上
- ④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

基本目標4

子育てを支援する生活環境の整備

- ① 子育てを支援する生活環境の整備

基本目標5

職業生活と家庭生活との両立の推進

- ① 職業生活と家庭生活との両立の推進

基本目標6

子どもの安全の確保

- ① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- ② 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進
- ③ 被害にあった子どもの保護の推進

基本目標7

要保護児童への対応等きめ細やかな
取り組みの推進

- ① 児童虐待防止の対策の充実
- ② ひとり親家庭の自立支援の推進
- ③ 障がい児福祉の充実

第4章 施策の展開

基本目標 1 地域における子育て支援

すべての親や子育てにかかわる人が安心して子育てができるように地域・各関係機関の支援の充実を図るとともに連携した支援の提供が必要です。そのために、保育計画の推進、子育てに関する情報の提供などによる「地域における子育ての支援サービスの充実」、多様で質の高いサービスの提供などの「保育サービスの充実」、関係者間や地域の交流を促進などの「子育て支援のネットワークづくり」、子どもたちの居場所づくり、総合的な学力の向上など、「児童健全育成」に取り組みます。

1 地域における子育ての支援サービスの充実

【主要施策】

(1) 白老町保育計画の推進及び保育園の定数の見直し

白老町保育計画の推進とともに、保育内容の充実、保育園の施設整備等を実施し、地域児童数の状況を踏まえながら、保育所定員の見直しを検討します。

また、白老町立保育園再配置民営化計画に基づき、町立保育園の民間移譲を推進します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
保育園児童数（定員率）	299名(80.8%) 【定員 370名】	212名(90.2%) 【定員 235名】	子ども課
保育園の民間移譲	私立 1 園	私立 2 園	子ども課

(2) 子育て相談体制の充実

子育てに関し、悩みや不安を持っている親が気軽に子育てに関し相談ができるようにするため、各児童福祉施設において、対応できるようにします。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
保育園開放【交流保育】 子育て相談対応	随時	随時	各保育園等
相談窓口	随時	随時	子ども課

(3) 子育て情報の提供

広報や子育て情報誌、インターネットなどを活用し、健康診断やイベント開催情報等の子育て情報を提供します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
広報による情報提供	随 時	随 時	関係課
「ひだまり」の定期発行	・毎月発行 ・ホームページ への掲載	・毎月発行 ・ホームページ への掲載	子ども課
すくすくガイドの発行支援	150部発行	随 時	健康福祉課
すくすく3・9たよりの発行	毎月発行	毎月発行	NPO法人
転入者に対する情報提供	随 時	随 時	町民課

(4) 子ども発達支援センター機能の強化

子ども発達支援センターを子育て支援の中核として位置付け、利用者の拡大と機能の強化を図ります。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
子ども発達支援センター (母子通園施設「エミナ」 子育て支援施設「ピピオ」)	実施箇所1ヶ所 利用者数 5,099人	実施箇所1ヶ所 利用者数 4,000人以上	子ども課

(5) 世代間、親子交流の推進

世代間や親子の集い、あるいは交流の機会として、保育園、幼稚園、子育て拠点施設の行事や、サークル活動など既存の交流の場の充実を中心に、子育て支援団体との連携のもとで交流の機会の拡充に努めます。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
保育園、幼稚園の世代間交流	随 時	随 時	子ども課他
世代間交流事業	2事業 5団体	2事業 5団体	子ども課 教育課

(6) つどいの広場の充実

親子が集い、悩みなどを相談したり、情報交換したりする場となる「つどいの広場（※1）」事業のPRを図り、機能の充実を図ります。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
つどいの広場事業	4,060 人	5,000 人	NPO 法人

※1 つどいの広場

「主に乳幼児（0～3歳）を持つ子育て中の親が気軽に集い、打ち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会を提供する。」

(7) 子育て支援拠点施設の整備

子育て支援拠点施設の未設置地区である竹浦・虎杖浜地区について、利用者のニーズ等を確認し、利用施設や手法について検討します。

(8) 子育て支援対策の推進

育児サークルの支援や育児相談体制の整備、託児システムの確立、子育てに関する講習会の実施、育児ボランティアの育成並びに活用を図るなど、子育て支援を推進します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
育児サークル	66 回 (白老・萩野)	随時	健康福祉課

2 保育サービスの充実

【主要施策】

(1) 保育サービスの充実

保育園における児童数の推移を見極め、実情にあった定員数の見直しとともに、多様な保育ニーズに応じた保育サービス（延長保育、一時保育、休日保育等）の提供を促進します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
保育園数	5 箇所 【町立4、私立1】	4 箇所 【町立2、私立2】	子ども課
保育所定員数	370 名	235 名	子ども課
乳児保育	4 箇所	4 箇所	子ども課
延長保育（※2） 【11時間保育以上】	—	1 箇所	子ども課

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
一時保育（※3）	—	1 箇所	子ども課
休日保育（※4）	—	1 箇所	子ども課
幼稚園預かり保育	1 箇所	1 箇所	

※2 延長保育

「保育園に入所している児童の保護者の就労形態により、保育園における開設時間（11時間）を超えて子どもを保育する事業。」

※3 一時保育

「保育園に入所していない児童で、親の冠婚葬祭、育児に対するリフレッシュ等により一時的に子どもを保育する事業。」

※4 休日保育

「保護者が就労等により日曜日及び祝日等の休日に児童を保育する事業」。

(2) 認定こども園の検討

幼稚園、保育所等が一体化した「認定こども園(※5)」の検討してまいります。

※5 認定こども園

「幼稚園と保育園の双方の機能を持ち、地域における子育て支援を行う機能を持った施設（北海道の場合は、同一敷地内に保育園、幼稚園を有すること。）」

(3) 保育所の資質向上のためのアクションプログラムの推進

子どもを取りまく家庭や環境の変化に対応するために「保育所における質の向上のためのアクションプログラム」に基づき、保育士の資質向上のための各研修会や研究会への参加を促進し、自己研鑽に努めるよう指導してまいります。また、町内外でも資質向上のための研修会を開催し、保育園職員の資質向上に努めます。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
保育所の自己評価	—	実 施	子ども課
特別支援を要する児童の保育の充実	—	随時対応	子ども課
保育士の質・専門性の向上	—	研修会等への積極的参加	子ども課

3 子育て支援のネットワーク

【主要施策】

(1) 子育て支援のネットワークづくり

子育てサークルや子育てボランティアの支援、子育て情報提供体制の整備、育児関係団体との連携の強化等、地域における子育て環境の充実を図り、子育て支援ネットワークづくりを推進します。

(2) ファミリーサポートセンター事業の充実

子育ての手助けをしてほしい会員（依頼会員）と手助けをしたい会員（提供会員）が会員組織をつくり、会員相互の信頼関係のもとに、有償で子育て家庭を支援するファミリーサポートセンター事業の浸透を図り、会員数と活動件数を伸ばすとともに、保育の質を確保するため、会員の講習会などの充実に努めます。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
ファミリーサポートセンター (※6)	会員数 218 名 利用 353 回 講習会 5 回	会員数 250 名 利用 400 回 講習会 5 回	NPO 法人

※ 6 ファミリーサポートセンター

「地域において、育児や介護をうけたい人で行いたい人が会員となり、育児や介護について助け合う会員組織」

4 児童の健全育成

【主要施策】

(1) 放課後児童対策事業の推進

放課後児童クラブは、保護者が就労などにより、留守家庭となる原則小学3年生以下の児童を対象に子どもたちに適切な遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図っております。

今後は、未設置地区の検討及び放課後子どもプラン事業について、学校などの関係機関と協議し、事業の推進に努めるとともに、指導者の資質向上や児童に対する安全対策の強化を図ります。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
放課後児童クラブ(※7)	設置数 5 箇所 児童数 96 人	設置数 5 箇所 児童数 100 人	子ども課
放課後子ども教室(※8)	未実施	2 箇所	子ども課

※ 7 放課後児童クラブ

「保護者の就労等により留守家庭となる小学3年生までの児童を、施設において預かる、児童の健全育成を図る事業」

※8 放課後子ども教室

「学校区のすべての児童を対象とし、放課後を活用し、学習、体験などの活動を実施し、児童の居場所づくりとなる事業」

(2) 体験学習機会の提供

青少年育成団体の活動や青少年リーダーの養成、スポーツ・レクリエーション団体活動等の支援や体験学習機会の提供を促進します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
体験学習機会	1 事業 派遣者数 2 名	1 事業 派遣者数 2 名	教育課

(3) 図書館機能の強化

図書館の充実を図るため、図書館サービスの向上や7ヵ月健診の際にブックスタートの実施等に努め、子どもの読書環境を整備する「子ども読書活動推進計画」を推進します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
ブックスタート(※9)	随 時	随 時	教育課 (図書館)

※9 ブックスタート

「赤ちゃんの心と言葉を育むためには、肌のぬくもりを感じながら、優しく語りかけ向い合って、言葉と気持ちを通わせる時間が大切で、ブックスタートは、そのかけがえのない時間を「絵本」を介して持つことを応援する運動です。」

(4) 児童館の活用

児童館は、子どもに健全な遊び場を提供することで心身の健全育成を促すとともに、子どもや保護者などが各種行事や遊びを通して交流が図られる子育て支援の活動拠点としての役割を果たしています。

今後も、子どもの健全育成の拠点の一つとして、施設整備や職員の充実などを行い、児童館の活用を推進します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
児童館 (2 館)	利用者 9,401 人	利用者 9,000 人以上	子ども課

基本目標2 母親並びに子どもの健康の保持・増進

子どもと母親がともに安心して健やかに成長・生活していくには、母子の健康の保持・増進を図る環境の整備に努めなければなりません。

また、子育てに関する不安の負担軽減や子どもを持つことのできない夫婦の不安の軽減を図ることも重要な検討事項です。そのために、各種健診や相談、指導による「子どもと母親の健康の確保」、正しい生活習慣や食習慣の学習機会の提供などによる「食育の推進」、学童期及び思春期の性や喫煙、薬物など心身の問題に対応する「思春期保健対策の充実」、医師の確保や緊急時医療に対応する「医療体制の整備」に積極的に取り組みます。

1 子どもと母親の健康の確保

【主要施策】

(1) 母子保健の充実

乳幼児健診、予防接種等の充実により母子の健康の確保に努め、妊婦相談や乳児相談、保健師による訪問指導等の相談・指導体制を整え、安心して子どもを産み育てられ、母子が心身ともに健やかに育つ環境づくりを進めます。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
妊婦相談	115件	随時	健康福祉課
乳児家庭全戸訪問	85件(88%)	全戸訪問	健康福祉課
養育支援訪問事業	延べ100件	随時	健康福祉課
乳児健診(4か月)	延人数86人 (受診率96%)	月1回	健康福祉課
乳児健診(10か月)	延人数80人 (受診率92%)	月1回	健康福祉課
乳児相談(7か月)	延人数83人 (受診率88%)	月1回	健康福祉課
乳児相談(13か月)	延人数70人 (受診率80%)	月1回	健康福祉課
1歳6カ月健診	延人数88人 (受診率90%)	年6回	健康福祉課
2歳児相談	—	年6回	健康福祉課
3歳児健診	延人数97人 (受診率91%)	年6回	健康福祉課

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
フッ素塗布	延人数 167 人 月 1 回	1 歳 6 カ月、3 歳 児健診にて実施	健康福祉課
歯科健診	延人数 185 人 月 1 回	1 歳 6 カ月、3 歳 児健診にて実施	健康福祉課
股関節脱臼検診	受診者数 86 人 月 1 回	乳児健診（4 か 月）にて実施	健康福祉課
婦人科検診	子宮がん 211 人 乳がん 155 人	子宮がん （20 歳以上） 乳がん （40 歳以上） 年 1 回	健康福祉課
予防接種 （BCG・ポリオ・三種混 合・麻疹・風疹・二種混 合）	BCG/月 1 回 89 人 ポリオ/年 3 回 183 人 三種混合・麻 疹・風疹/週 1 回 三種混合 368 人 二種混合 139 人 麻疹・風疹混合 I・II 期 227 人 III・IV 期 317 人	随 時	健康福祉課

(2) 子どもの生活習慣対策

子どもたちの健康を確保するために、保健師、保育園、幼稚園、学校、子育てに関する関係者と連携しながら子育て中の家庭への生活改善の指導・相談など子どもの生活習慣対策を推進します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
訪問指導	乳幼児家庭訪問 28 件 （乳幼児・障害児）	乳幼児 随時 障害児 随時	健康福祉課

(3) 産後サポートコーディネーター事業

出産前後の母親の精神的・肉体的負担の軽減を図るため、ヘルパーを派遣する事業を実施することにより、安心して子どもを産み、育児や日常生活を営めるような支援事業を展開します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
産後サポートコーディネーター事業	—	1 箇所	健康福祉課 NPO 法人

2 「食育」の推進

【主要施策】

(1) 「食育」の推進

離乳の基本の大切さを知り、安全な離乳食が作れるように支援し、また離乳食を通して子どもの食生活はもとより、家族全員の健康な食生活を推進します。

また、食に関する教育を行い、朝食を食べない、偏食、孤食といった食習慣の乱れを防ぎ、子どもたちが健やかに成長していけるよう努めます。

さらに、「しらおいっ子 食育の推進」(平成20年11月策定)に基づき、各保育園及び小中学校において、食育指導計画を策定し推進してまいります。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
離乳食教室	年 3 回 36 組 (15 ヶ月までの乳 児と保護者)	毎 月 (4 ヶ月健診時)	健康福祉課
食育指導計画の 策定	—	保育園、小中学校 ごとに策定	教育課 子ども課

3 思春期保健対策の充実

【主要施策】

(1) 思春期保健対策の充実

思春期における性や性感染症、妊娠に関する正しい知識の啓発やたばこ、薬物、アルコール等の害に関する啓蒙活動を推進します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
児童・生徒の飲酒、喫煙 防止	随時	随時	教育課

(2) 相談体制の充実

青少年センターなど思春期の心身の変化に伴う悩み相談に対応できる体制の充実を推進します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
相談体制の充実	随時	随時	子ども課

4 医療体制の充実

【主要施策】

(1) 小児医療の医療体制の整備

子どもが健やかに成長していくために、健康診断や相談・指導体制の整備を進めていきます。

また、安心して子どもが医療を受けられるように固定医の確保や広域的な取り組みの中で、緊急時の救急医療体制等の整備を推進します。

(2) 医療費の助成支援

乳幼児の疾病時の経済的負担の軽減を図るために医療費の一部を助成し、乳幼児の健康増進と健やかな育成を支援します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
乳幼児医療費の助成	712 人	560 人	町民課

(3) 不妊治療対策の推進

不妊症に悩む夫婦への相談、経済的負担軽減のため不妊治療を行う場合の治療費の一部助成等、北海道が実施する特定不妊治療費助成等、不妊治療対策に関する情報提供に努めます。

基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

次代を担う子どもたちの心身が健やかに成長していくためには、子どもたちが様々なことを学び、体験していくことができる環境を整備していくことが必要です。そのために、乳幼児との交流による心の育成を図る「次代の親の育成」、幼児教育の充実、総合的な学力や健全な心身の育成、信頼される学校づくりなどの「子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備」、男性の子育て参加の促進や子育て経験者や子育て支援者の連携強化などの「家庭や地域の教育力の向上」、「子どもを取り巻く有害環境対策の推進」に取り組みます。

1 次代の親の育成

【主要施策】

(1) 交流・体験によるこころの育成

乳幼児とのふれあい交流や保育体験を通じて、命の大切さを等を学び、次代の親となる心の育成を推進します。

また、将来親となり子どもを育てるための準備として、しつけや子育てに関する知識を身につけるための学習機会の提供を、学校に限らず地域やボランティア団体、子育て経験者が連携して実施していくことを進めます。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
異世代交流	年 2 回	年 3 回	子ども課
新たに父母になる人のための教室	年 2 回	年 3 回	子ども課

2 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備

【主要施策】

(1) 総合的な学習の充実

地域の自然や施設を活用しながら、体験的な学習を重視するとともに、国際理解、情報、福祉、起業家・キャリア教育等、学校の特色に応じた総合的な学習の時間の充実を図ります。

(2) 情報モラル教育の推進

テレビ、ゲーム、インターネットの各メディアの過度な依存による弊害について啓発するとともに、子どもたちが有害情報等に巻き込まれないよう、地域、学校、家庭における情報モラル教育を推進します。

(3) 健やかな心身の育成

心の教育として、道徳教育の充実やスクールカウンセラーの教育相談や教育支援センター指導員の学校訪問の充実を図ります。

また、健康な身体づくりのために、指導者や種目の充実した総合的なスポーツクラブの展開等を推進します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
スクールカウンセラーによる教育相談	月 4 回	月 4 回	教育課
総合型スポーツクラブ (ゲンキング)	1 箇所 (会員 221 人)	小学生加入者 162 人	教育課
楽しい子ども体力づくり 教室	— (H21 各小学 校 5 回開催)	各小学校 5 回開催	教育課

(4) 子どもの読書活動の推進

学校司書と連携しながら、学校授業等における調べ学習や学校図書室の支援のほか、読み聞かせ等で活動する町民団体や保護者への情報提供など、「子どもの読書活動推進計画」を推進し、学校における子どもの読書活動の充実を図ります。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
子どもの読書活動推進計画	随時	随時	教育課

(5) 開かれた学校づくり

家庭や地域と連携しながら、各学校の特色ある教育内容の充実を図ります。また、学校評議員制度の活用や地域と連携した学習の取組等、開かれた学校づくりを推進します。

(6) 幼児教育の充実

幼稚園における教育活動を推進するとともに、幼稚園における預かり保育の充実を推進します。

また、幼稚園開放など、親子がふれあう場としての提供も推進します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
幼稚園開放	年 6 回	年 6 回	幼稚園

(7) 幼稚園、保育園、小学校との連携

幼稚園や保育園のそれぞれの特性を活かした幼児期の教育や保育と小学校以降の教育と円滑な移行を図るため、幼稚園、保育園、小学校間の連携の推進を図ります。

3 家庭や地域の教育力の向上

【主要施策】

(1) 家庭教育への支援の充実

男性の子育て参加の促進や家庭教育学級等の学習機会を充実させ、専門家による多様な相談支援体制の整備や健診時の講習、企業への出前講座等、家庭における教育力の向上を図ります。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
男女共同参画などの意識啓発の推進	フォーラム1回 広報等周知3回	フォーラム1回 広報等周知3回	生活環境課
子育て講座	随時	随時	子ども課
訪問型家庭教育相談体制充実事業	—	随時	子ども課

(2) 地域の教育力の向上

地域全体で子どもたちを見守り、育んでいくために地域の教育力向上を目指して、町内会等の地域活動の活発化を図り、NPO法人や関係機関との連携を強化します。

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【主要施策】

(1) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

青少年センターにおいて、子どもたちの健全な育成を害するおそれのある有害情報や有害図書の規制・撤去活動を推進します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
有害な自動販売機の撤去	1 台	全撤去	子ども課

基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備

ゆとりがあり安心して子育てができる生活環境の整備が求められています。そのためにも公営住宅の改修による良好な住宅を推進するとともに、住宅のユニバーサルデザイン化や室内空気環境の安全性を確保する観点からシックハウス対策を推進する「居住環境の整備」、授乳スペースの整備促進などの「子育てバリアフリーの促進」、親しまれる公園にするための「公園の整備、利用の促進」、防犯活動による防犯性の向上を図る「安全・安心のまちづくりの推進」に取り組みます。

1 子育てを支援する生活環境の整備

【主要施策】

(1) 良好な住宅の提供

公営住宅の入居時にはひとり親家庭等が生活していく上で、それぞれに適した団地に入居できるよう助言し、老朽化した公営住宅については計画的な修繕を行い、安全で安心して暮らせる良好な住宅の提供を推進します。

また、民間住宅についても、子供の成長に合わせた住宅のリフォームの支援を行っていきます。

(2) 良好な住居環境の整備

住生活基本計画に基づき、子育て世帯が、地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるような住宅のユニバーサルデザイン化や室内空気環境の安全性を確保する観点からのシックハウス対策を推進します。また、冬期間の除雪は通学路を優先するなど、良好な居住環境の整備に努めます。

(3) 子育てバリアフリーの促進

公共交通機関による移動の円滑化を促進するバリアフリー並びに公共施設及び民間施設のバリアフリー化を推進します。

また、授乳スペースやベビーベットなどを備えたトイレの確保、ベビーカー等に対応できるよう子育てバリアフリーを推進します。

(4) 公園等の整備、利用の促進

町民の健康、休養及び憩いの場の確保と自然景観の保全のために公園を整備し、子どもたちが安心して遊ぶことのでき、かつ、町民が親しまれる公園づくりを目指します。

(5) 安全・安心のまちづくり

子どもたちが犯罪の被害に遭わないよう、警察や学校、地域（町内会や青少年健全育成町民の会等における民間防犯活動組織）が連携して防犯活動に取り組んでいきます。

基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進

仕事と子育ての両立や男性を含めた働き方の見直しなど、職業生活と家庭生活との両立を推進していくことは、男女や企業の育児に対する意識の向上が図られたうえで、保育サービスと併せた支援が必要です。

そのためにも、育児休暇の取得などの多様な働き方の実現、男性を含めた働き方の見直しを図るための広報・啓発を推進し、保育サービス及び放課後児童クラブの充実や企業に対し仕事と生活の調和を促進のための理解啓発などに取り組みます。

1 職業生活と家庭生活との両立の推進

【主要施策】

(1) 男性を含めた働き方の見直しを図るための広報・啓発の推進

仕事と子育ての両立を推進するために、育児休暇の取得や労働時間の短縮等を企業に働きかけ、男性も育児に積極的に参加するよう男女平等意識等、労働に対する考え方やライフスタイルの見直しの啓発活動を推進します。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
就労の場における男女共同参画の促進	広報等周知 3 回	広報等周知 3 回	生活環境課

(2) 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立支援のために、安心して働くことのできる環境整備の重要課題として、一時保育、休日保育及び病児病後児保育(※10)等の検討や放課後児童クラブの充実を推進します。

(3) 企業への理解を示す啓発活動

男女雇用機会均等法をはじめ、労働行政全般においてHPを作成するなど、啓蒙方法を改善します。

また、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現に向け、労働者、事業主、地域住民の理解を得るため啓発してまいります。

さらに、企業(従業員300人未満)等に対して、「一般事業主行動計画」の策定を啓発してまいります。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
企業等への啓発活動	随 時	随 時	産業経済課
仕事と生活の調和の実現に向けたPR	—	随 時	産業経済課
一般事業主行動計画の策定促進	—	随 時	産業経済課 子ども課

基本目標6 子どもの安全の確保

子どもたちを交通事故や犯罪から守るには、子どもの安全の確保に努めなければなりません。そのためにも、交通安全指導など子どもの交通安全を確保するための活動や防犯活動など子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進に取り組みます。

また、被害に遭った子どもの保護についても、関係機関と連携して取り組みます。

1 子どもの交通安全を確保するための交通安全教育の推進

【主要施策】

(1) 子どもの交通安全を確保するための交通安全教育の推進

子どもたちを交通事故から守るために、交通安全教室等の交通安全指導の推進や交通安全指導員活動の充実等関係機関との連携、地域との連携強化を図り、交通安全の啓発活動を推進します。

区 分	平成 20 年度 末 事 業 量	平成 26 年度 末 事 業 量	備考
交通安全教室	こぐまクラブ 45日間 青空教室 12日間 (984人)	こぐまクラブ 37日間 青空教室 12日間	生活環境課

2 子どもを犯罪の被害から守るための活動の推進

【主要施策】

(1) 防犯活動体制の充実

子どもたちを犯罪から守るために、青少年センターや学校、地域、警察等関係機関の連携により、防犯体制及び防犯活動を活発化していきます。

また、子ども健全サポートシステム(※11)の運用により防犯情報の共有を図ります。

3 被害に遭った子どもの保護の推進

【主要施策】

(1) 犯罪、いじめにより被害を受けた子どもの立ち直り支援

被害に遭った子どもをケアしていくために、青少年センターや児童相談所等の関係機関が連携して、きめ細やかな相談、適切なカウンセリングを推進します。

基本目標7 要保護児童への対応等きめ細やかな取組の推進

要保護児童への対応等きめ細やかな取組みとして、早期発見と予防のためのネットワーク強化など「児童虐待防止対策の充実」や「ひとり親家庭の自立支援」、障がい児保育などの「障がい福祉」の充実に取り組みます。

1 児童虐待防止対策の充実

【主要施策】

(1) 児童虐待の早期発見と予防

児童虐待の早期発見や未然防止に向けた対応をするため、青少年センター、各小中学校、保育園、幼稚園、民生委員等の関係機関により「白老町要保護児童対策地域協議会」を平成17年度に設置し、情報交換などを行い早期発見に努め、相談内容によってはケース会議を開催し、児童虐待の対応をしているところです。

今後も、地域協議会及びケース会議等を開催し、児童虐待の早期発見と未然防止に努めるとともに、児童虐待防止に関する研修会を開催し、意識の高揚を図ります。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
児童虐待防止研修会	年 1 回	年 1 回	子ども課

(2) 子どもの権利の尊重

子どもの権利を保護していくために、子どもが家庭で愛情に包まれながら成長し、社会の中で個人としての生活を送れることを協定した「子どもの権利条約」の啓発活動を推進します。

また、子ども自身が人権意識を主張し、犯罪や暴力から身を守るための知識や意識を身につける教育を推進します。

2 ひとり親家庭の自立支援の推進

【主要施策】

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭への医療費助成や児童扶養手当支給といった支援をするとともに、自立を促していく支援も必要です。ひとり親のための制度や日常生活や養育費等の各種相談窓口をリーフレット等で周知してまいります。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
ひとり親家庭医療費助成	242 人	280 人	町民課
ひとり親相談窓口案内	—	随 時	関係課

3 障がい児福祉の充実

【主要施策】

(1) 障がい児福祉の充実

障がい児福祉の充実として、特別児童扶養手当等の制度の周知を図るとともに、障がい児の発達・自立を促す障がい児保育(※12)等の保育サービスの充実や相談体制の整備を進めていきます。

また、関連計画の障がい者福祉計画との連携を図ります。

区 分	平成 20 年度末 事 業 量	平成 26 年度末 事 業 量	備考
特別児童扶養手当の給付	45 人	随時	健康福祉課
障がい児保育の充実	受入体制整備	補助金交付 規則制定	子ども課
放課後児童クラブにおける障がい児の受入体制	—	随 時 (施設面は検討)	子ども課

※10 病児病後児保育

「病気の回復期にある児童の一時預かりを行う事業。病院や保育所で病後児室を設置し、看護師を配置して実施する。」

※11 子ども健全サポートシステム

「子どもの安全を守ることを目的に、警察と教育委員会が協定を結び、防犯情報による共有を図るシステム」

※12 障がい児保育

「障がいを持った児童（就学前）で、集団保育が可能で日々通所できる児童を保育園で預かる事業。障がいの程度により保育士の配置が必要となる。」

第5章 計画の推進・管理体制

1 計画推進に向けての連携・協力の確保

次世代育成支援行動計画に関する施策は、福祉、保健、医療、教育、住宅、雇用、生活環境などの広範囲にわたっています。本計画を実現していくためには、関係部署や関係団体等との連携をさらに強化するとともに、様々な団体や組織、そして町民の参画が不可欠となります。そのため、住民と行政の連携の関係をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでまいります。

2 計画推進にあたっての財源確保

本計画を着実に実行していくうえで、その財源の確保は大変重要な要素となります。

しかし、本町における財政状況においては厳しい現状にあり、今後の歳入規模の拡大が見込めない状況にあります。総合計画後期計画及び財政改革プログラムを考慮しながら、現状における財源を有効に活用し、事業の優先順位を見極めながら調整を図り、財源の確保に努めてまいります。

3 計画の進行管理

本計画を的確に推進していくためには、各施策の実施主体、実施期間などを明確化した実施計画を策定し、施策の確実な展開をしてまいります。

また、本計画は5ヵ年の計画ではありますが、国の制度改革や社会情勢の変化に柔軟に対応していく必要があることや、その実施状況を把握し、実施効果や目標の達成度合いを定期的に点検する必要があることから、「白老町次世代育成支援対策地域協議会」による計画内容の変更及び進行管理を推進してまいります。

資

料

白老町次世代育成支援行動計画実行計画（後期計画）

総合計画実行計画との整合：○有、△同題旨、一新規取組

基本目標	施策項目	主要施策	総合計画 実行計画 との整合	実施主体	H22	H23	H24	H25	H26
1 地域における 子育ての支援	① 地域における子育ての 支援サービスの充実	(1) 保育計画の推進及び保育園定数の見直し	○	子ども課					
		(2) 子育て相談体制の整備	○	子ども課、健康福祉課、NPO法人他					
		(3) 子育て情報の提供	△	子ども課、健康福祉課、NPO法人他					
		(4) 子ども発達支援センター機能の強化	○	子ども課					
		(5) 世代間、親子交流の推進	○	健康福祉課 教育課、子ども課					
		(6) つどいの広場事業	○	子ども課、NPO法人					
		(7) 子育て支援拠点施設の整備	○	子ども課					
		(8) 子育て支援対策の推進	○	健康福祉課					
2 子育てサービスの充実	② 子育てサービスの充実	(1) 保育サービスの充実	○	子ども課					
		(2) 認定こども園の検討	○	子ども課			検討	検討	検討
		(3) 保育所の資質向上のためのアクションプログラムの推進	○	子ども課					
3 子育て支援のネットワーク化	③ 子育て支援のネットワーク化	(1) 子育て支援のネットワークづくり	○	健康福祉課、子ども課、NPO法人					
		(2) ファミリーサポートセンター事業の促進	○	子ども課 NPO法人					
4 児童の健全育成	④ 児童の健全育成	(1) 放課後児童対策事業の推進	○	子ども課					
		(2) 体験学習機会の提供	○	教育課					
		(3) 図書館機能の強化	○	教育課					
		(4) 児童館の活用	○	子ども課					

白老町次世代育成支援行動計画実行計画（後期計画）

総合計画実行計画との整合：○有、△同趣旨、一新規取組

基本目標	施策項目	主要施策	総合計画 実行計画 との整合	実施主体	H22	H23	H24	H25	H26
2 母親並びに子どもの健康保持・増進	① 子どもと母親の健康の確保	(1) 母子保健の充実	○	健康福祉課
		(2) 子どもの生活習慣対策	△	健康福祉課
		(3) 産後サポートコーディネーター事業	△	健康福祉課、NPO法人
3 子どもの心身の健全な成長に資する教育環境の整備	② 「食育」の推進	(1) 「食育」の推進	○	教育課、子ども課、健康福祉課
		(1) 思春期保健対策の充実	○	教育課
	③ 思春期対策の充実	(2) 相談体制の充実	△	子ども課
		(1) 小児医療の医療体制の整備	○	町立病院
	④ 医療体制の充実	(2) 医療費の助成支援	○	町民課
		(3) 不妊治療対策の推進	-	健康福祉課
	① 次代の親の育成	(1) 交流・体験による心の育成 異世代交流	○	子ども課
② 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境の整備		(1) 総合的な学習の充実	△	教育課
		(2) 情報モラル教育の推進	△	子ども課、教育課
		(3) 健やかな心身の育成	△	教育課
		(4) 子どもの読書活動の推進	○	教育課 ボランティア
⑤ 開かれた学校づくり	(5) 開かれた学校づくり	○	学校教育課	
	⑥ 幼児教育の充実	(6) 幼児教育の充実	○	幼稚園
		(7) 幼稚園、保育園、小学校との連携	△	幼稚園、保育園、小学校

白老町次世代育成支援行動計画実行計画（後期計画）

総合計画実行計画との整合：○有、△同趣旨、一新規取組

基本目標	施策項目	主要施策	総合計画 実行計画 との整合	実施主体	H22	H23	H24	H25	H26
4 子育てを支援する生活環境の整備	③ 家庭や地域の教育力の向上	(1) 家庭教育への支援の充実	○	生活環境課、子ども課					
	④ 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	(2) 地域の教育力の向上 (1) 子どもを取り巻く有害環境対策の推進	○	町内会、関係団体 子ども課 関係団体					
5 職業生活と家庭生活との両立の推進	① 職業生活と家庭生活との両立の推進	(1) 子育てを支援する生活環境の整備	△	建設課					
		(2) 良好な居住環境の整備	○	建設課					
		(3) 子育てバリアフリーの促進	○	建設課、各施設管理者					
		(4) 公園等の整備、利用の促進	○	建設課					
		(5) 安全・安心のまちづくり	○	教育課、生活環境課、関係団体					
6 子どもの安全の確保	① 子どもの交通安全を確保するための活動推進 ② 子どもを犯罪の被害から守るための活動推進 ③ 被害に達した子どもの保護の推進	(1) 男性を含めた働き方の見直しを図るための広報。啓発の推進	○	生活環境課、産業経済課					
		(2) 仕事と子育ての両立支援	-	子ども課					
		(3) 企業への理解を示す啓発活動	-	産業経済課					
6 子どもの安全の確保	① 子どもの交通安全を確保するための活動推進 ② 子どもを犯罪の被害から守るための活動推進 ③ 被害に達した子どもの保護の推進	(1) 子どもを交通事故から守るための交通安全教育の推進	○	総務課、教育課、町民、推進委員、会、警察					
		(1) 防犯体制の充実	○	子ども課、教育課、生活環境課					
		(1) 犯罪、いじめにより被害を受けた子どもの立ち直り支援	-	子ども課、教育課					

白老町次世代育成支援行動計画実行計画（後期計画）

総合計画実行計画との整合：○有、△同趣旨、一新規取組

基本目標	施策項目	主要施策	総合計画 実行計画 との整合	実施主体	H22	H23	H24	H25	H26
7 要保護児童への 対応等きめ細やかな 取り組みの 推進	① 児童虐待防止対策の充実	(1) 児童虐待の早期発見と予防	○	子ども課、関係 課、関係団体					
		(2) 子どもの権利の尊重	—	関係課					
	② ひとり親家庭の自立支援 の推進	(1) ひとり親家庭の自立支援の推進	○	町民課					
	③ 障がい児福祉の充実	(1) 障がい児福祉の充実	○	子ども課、健康福 祉課					

白老町次世代育成支援対策地域協議会委員名簿

区分	所属団体名	職名	氏名	備考
保健医療	白老町歯科医師協議会	会長	今野秀俊	委員長
福祉教育	社会福祉法人ポロト会緑丘保育園	園長	岩倉康子	
	学校法人白老日章学園白老さくら幼稚園	園長	浅利恵美子	
	白老町民生・児童委員協議会	児童部会部長	民部吉治	
	NPO法人お助けネット	代表理事	中谷通恵	副委員長
	白老町校長会	副会長	中澤学	
青少年育成団体	白老町スポーツ少年団本部	副本部長	鎌上文夫	
	白老町子ども会連合会	顧問	沢木昭夫	
	白老町PTA連合会	会長	熊谷貴洋	
学識経験者	白老親業研究会	顧問	末永永恵	
	社団法人 白老青年会議所	副理事長	丹羽智久	

白老町次世代育成支援行動計画策定内部検討部会

部会構成担当グループ名		
生活福祉部	健康福祉課	地域障害福祉グループ
	健康福祉課	母子・成年保健グループ
	生活環境課	町民活動グループ
	生活環境課	交通防災グループ
企画振興部	産業経済課	企業誘致室
教育部	教育課	学校教育グループ
	教育課	社会教育グループ
	子ども課	子ども発達支援センターグループ
	子ども課	保育園

事務局 白老町教育委員会 子ども課 子育て支援グループ

白老町次世代育成支援行動計画（後期計画）

発行：平成22年3月

発行者：白老町教育委員会

〒059-0906

白老郡白老町本町1丁目1番1号

編集：白老町教育委員会 教育部 子ども課

TEL 0144-85-2021

FAX 0144-85-2024

メール：kodomo-1@town.shiraoi.lg.jp